

手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会における条例の形に係るご意見

	発言者(所属)	発言内容
一体的に条例化すべき	<p>織田委員 (滋賀県手をつなぐ育成会しが本人の会なかよし会)</p>	<p><u>手話は手話、コミュニケーションはコミュニケーションとしてしまうと、膨大な数の条例をつくらなければいけないことになってしまう。できるのであれば、手話言語と情報コミュニケーションは一緒に考えていった方がいいと思っている。</u></p>
	<p>川本委員 (JDDnet滋賀)</p>	<p><u>手話言語に関わってこられた方々と発達障害に関わる私たちとは少し立場が違うのだろうと感じたが、違うからこそ一緒に考えていければと思う。障害のある人のコミュニケーションに関して県民がどのように考え、行動すればよいかを広く示せるような条例ができればと思う。</u></p>
	<p>崎山委員 (滋賀県手をつなぐ育成会)</p>	<p><u>この小委員会の名称は、「手話言語や情報コミュニケーションに関する」となっており、手話言語を中心ということではなく、もっと大きな意味があると思う。知的障害の方で言語を持たない重度の障害がある方もおられる。言葉のない重度の人もその立場なども含めて、一人も取り残さない条例をお願いしたいと思っている。</u> <u>これだけの障害のある方々が集まって、話をまとめようとしているのだから、この会議がもっともっと他の障害のある方の立場になって考えてつくる、そういう条例を私は求めたい。</u></p>
	<p>佐藤委員 (滋賀県大人の発達障害者の会niwaniwa)</p>	<p><u>一体化しないことで、双方の価値が低くなるように思う。手話言語とコミュニケーションを別立てに分けてしまうと、そこには何か裂け目のようなものが出来てしまうのではないかとずっと思っている。</u> <u>ここでいろいろな障害の人が一堂に会して意見を交わすことは、非常に重要で、意味のあることだと思う。自分と違う障害を知ること大切で、<u>障害の種別でバラバラになるのではなく、混ざっていいよと思う。</u></u></p>
	<p>関根委員 (ユードイット・同志社大学政策学部)</p>	<p><u>情報コミュニケーション条例という大きいものができて、その第一の柱が手話で、それ以外に点字があったり、「やさしい日本語」があったりというふうに、大きなくりにならないかなと思っている。</u> <u>一体型でも、別々でも、手話を言語として、コミュニケーションの手段として、しっかりと位置づけていくということは、共通の認識だと思う。一体型になれば手話が普及できないかという、必ずしもそうでもない。他府県の事例でも、一体型になると、手話が薄まるということはないように思う。</u></p>

手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会における条例の形に係るご意見

	発言者(所属)	発言内容
それぞれ制定すべき	岡田委員 (しが盲ろう者友の会)	しが盲ろう者友の会には手話を習得してから見えなくなった方が多いので、 <u>手話は言語として認めてもらう方向で進めてもらうとよい</u> と思っている。 手話言語は聴覚障害者の基本であり、手話をもともと基本として覚えて、言語として身につけている。
	中西委員 (滋賀県ろうあ協会)	<u>手話はコミュニケーションとは別で、手話は音声言語と対比する対等な言語であると位置付けるのが筋だ</u> と思っている。言語そのものとコミュニケーションを混ぜられると困ってしまう。 県民の皆さんに障害のある人に対して理解が必要である。障害の有無にもかかわらず暮らしやすい社会をつくっていくためには <u>情報コミュニケーション条例が絶対必要</u> 。別に言語の選択権として手話言語条例を制定していく必要があると考えている。 手話言語の部分とコミュニケーションの部分混ぜて <u>一体化してしまうと、条例そのものが薄くなってしまい、何を訴えているかわからなくなってしまう</u> 。
	山本委員 (滋賀県手話通訳問題研究会)	<u>委員の中にこれは別にするものであるという意見がある以上、やはり別でつくっていく必要があるのではないかと</u> 思う。どちらかがなくてもいいというわけではなく、同時進行でつくっていく必要があるだろうと思った。 手話の歴史等について、自分たちは関わってきているので理解しているが、一般の人にはなかなか広まっていないことをこの会議に参加して実感した。それをより広めていくためには条例が必要だと思う。
	吉田委員 (全国要約筆記問題研究会 滋賀支部)	<u>手話はコミュニケーション手段というより、言語だと感じたことがあったので、それほど深く勉強したわけではないが、別立てで条例をつくったほうが良い</u> と思っている。
その他	宿谷委員 (滋賀県中途失聴難聴者協会)	単独型、一体型という観点から、様々な意見が出ているが、 <u>何れにしても、条例が県の政策に反映され、県民の間に幅広く浸透されていくことが重要ではないか</u> と思う。私は、 <u>一体型であろうと単独型であろうと、そのような目的が達成されるのであれば、問題は無い</u> と考えている。
	山野委員 (滋賀県視覚障害者福祉協会)	国でも読書バリアフリー法ができ、県の条例にも第24条に情報提供することが書いてあるにもかかわらず、 <u>財政的な理由等で、なかなか視覚障害者には情報を提供していただけていない</u> ということがあるので、 <u>視覚障害者としては、情報コミュニケーション条例をしっかりと作っていただき、その中に、それを行うための財政的な措置もしっかりと盛り込んでいただきたい</u> 。